明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第五十七条	法第五十八条の九第二項第三号	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の九第二項第三号
第五十七条の二	法第五十八条の九第二項第四号	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の九第二項第四号
第五十九条及び第六十条第一項	法第五十八条の十四第一項	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の十四第一項
第五十九条第二項第二号及び第三号	法第五十八条の十三	法第五十八条の十六第二項において準用する法第五十八条の十三

第六十二条　（略）

（手数料）

第六十三条　法第六十一条第一項の国土交通省令で定める額は、次のとおりとする。

一　運行管理者試験を受けようとする者　六千円

二　運行管理者資格者証の交付又は再交付を受けようとする者　二百七十円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付又は再交付の申請をする場合にあっては、二百六十円）

第六十四条　（略）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）

第四条　貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　貨物自動車運送事業	第二章　貨物自動車運送事業
第一節～第五節　（略）	第一節～第五節　（略）
第六節　貨物軽自動車安全管理者の選任等（第三十三条の二・第三十三条の三）	（新設）
第三章～第五章　（略）	第三章～第五章　（略）
附則	附則
（安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模）	（安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模）
第二条の三　法第十四条第一項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める数は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数が二百両であることとする。	**第二条の三**　法第十六条第一項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める規模は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数が二百両であることとする。

第四十七条の二　（略）

（手数料）

第四十八条　法第六十一条第一項の国土交通省令で定める額は、次のとおりとする。

一　試験を受けようとする者　六千円

二　資格者証の交付又は再交付を受けようとする者　二百七十円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付又は再交付の申請をする場合にあっては、二百六十円）

第四十九条　（略）